

2025 年 6 月 21 日現在

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人 ウエルライフ

当施設は介護保険の指定を受けています。
(西宮市指定 第 2870902034 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員体制	4
5. 契約締結からサービス提供までの流れ	5
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	6
7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	22
8. 身元引取人	24
9. 苦情の受付について	25
10. 個人情報の使用について	25
11. サービス提供における事業者の義務	25
12. 施設利用の留意事項	26
13. 損害賠償について	27

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ウエルライフ
(2) 法人所在地 兵庫県西宮市西宮浜 4 丁目 15 番 3 号
(3) 電話番号 0798-32-1115
F A X 0798-32-0115
(4) 代表者氏名 理事長 堀川 浄光
(5) 設立年月 平成 14 年 11 月 1 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成 16 年 1 月 11 日 指定
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設では、介護保険法令の趣旨により、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により、ご契約者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ウエルライフ西宮
- (4) 施設の所在地 兵庫県西宮市西宮浜 4 丁目 15 番 3 号
- (5) 電話番号 0798-32-1115
F A X 0798-32-0115
- (6) 施設長氏名 福本 梨奈
- (7) 当施設の運営方針
- ① ご契約者の基本的人権と価値観を最大限に尊重し、ご契約者が心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように、多角的方面からの多様な支援を実践します。
 - ② ご契約者と職員相互の心の交流とふれあいを大切に、日々福祉サービス提供における資質の向上に努めます。
 - ③ 福祉サービスの日々の実践、研究の中から、医療、看護、介護技術等の向上を目指し、ご契約者から安心し信頼される地域福祉サービスの提供に努めます。
- (8) 施設概要
- ①建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階
 - ②建物の延べ床面積 3810.13 m²
 - ③併設事業 無
 - ④開設年月日 平成 16 年 1 月 11 日
 - ⑤入所定員 75 名

(9) 施設利用対象者

- ① 当施設に入所できるのは、原則として介護保険における要介護認定の結果、「要介護3」と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護3」の認定を受けておられる入所者であって、将来「要介護3」認定者で無くなった場合には退所していただくことになります。
- ② 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力をお願いします。

(10) 施設の周辺環境

施設立地の西宮浜は、元々準工業地帯として発展してきましたが、阪神淡路大震災以降、不足した住宅環境の整備のため、西宮浜一帯に新たにマリナパークシティが開発されました。当施設の建設も、これら震災復興事業の一環としての医療・福祉ゾーンの一角を担うものとして位置付けられるものです。

又、西宮浜は周囲一体を瀬戸内海、及び北には六甲の山麓を眺める絶好の立地条件にあります。また、南側には新西宮ヨットハーバーがあり、天気の良い日には遠く、和歌山、淡路島まで望むことができ、又夜間にはヨットハーバーのライトアップによるロケーションを楽しむ事ができます。

(11) 第三者評価の実施状況について

実施の有無・・・無

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室の種類	室 数	床 面 積	備 考
個 室①	21 室	449.46 m ²	1人当たり面積 21.40 m ²
個 室②	6 室	78.0 m ²	1人当たり面積 13.0 m ²
4 人 部 屋	12 室	554.4 m ²	1人当たり面積 10.77 m ²
デイルーム	2 室	306.78 m ²	1人当たり面積 4.38 m ²
ラ ウ ン ジ	2 室	87.0 m ²	—
一 般 浴 室	1 室	51.4 m ²	—
特 殊 浴 室	1 室	36.8 m ²	—
メディカルルーム	1 室	21.40 m ²	—
リラクゼーションルーム	2 室	42.42 m ²	1部屋当たり面積 21.21 m ²

※上記は、西宮市が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

（２）居室の変更について

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

又、上記以外に、ホームでは施設入所の快適性と、ご入所者間の公平を図るため、ご利用者全員を対象に、定期的に居室の変更をお願いする場合があります。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

（３）居室別料金表

居室に係る料金は以下の通りとします。

	居住費
従来型個室 (2 階・3 階)	1,271 円/日
従来型個室 (1 階)	1,120 円/日
多床室	955 円/日

４．職員体制

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（１）主な職員の配置状況及び勤務体制>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	指定基準	勤務体制
１．施設長	１名	１名	常勤：８：３０～１７：３０
２．生活相談員	１名	１名	常勤：８：３０～１７：３０
３．介護職員	21 名以上	25 名	日勤：８：３０～１７：３０ 遅出：１１：００～２０：００ 夜間：１６：００～ ９：００
４．看護職員	4 名以上		日勤：８：３０～１７：３０
５．介護支援専門員	１名以上	１名	常勤：８：３０～１７：３０
６．管理栄養士	2.1 名以上	１名	常勤：８：３０～１７：３０
７．機能訓練指導員	１名以上	１名	日勤：８：３０～１７：３０ 及び 毎週火曜日 14：00～15：30
８．医師	１名以上	必要数	毎週水曜日 10：00～12：00 14：30～16：30

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

※土日は上記と異なります。

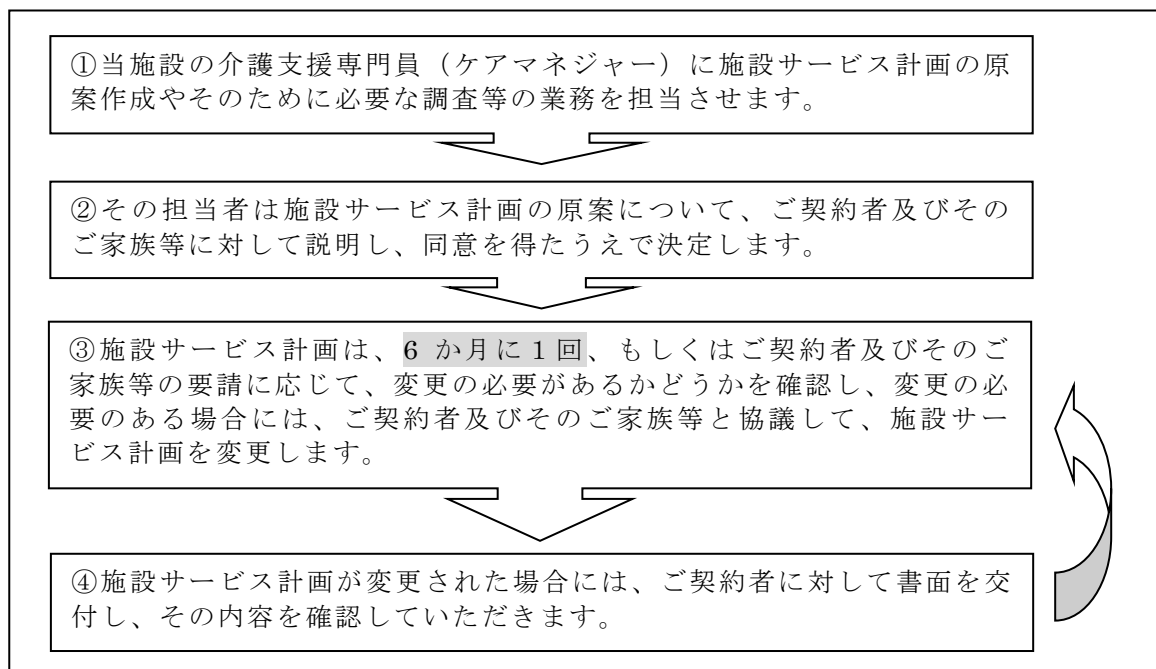
(2) 配置職員の職務内容

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の利用者に対して最低1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。 最低4名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。 1名の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 職員が兼務する場合があります。 最低1名の介護支援専門員を配置しています。
管理栄養士	ご契約者に係る栄養ケア計画を作成し、栄養管理・給食管理を行います。 最低2.1名の管理栄養士を配置しています。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 最低1名の医師を配置しています。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、以下の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	：	8：00～8：45
昼食	：	12：00～12：45
夕食	：	18：00～18：45

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥栄養管理

- ・栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご契約者の状態に応じた栄養管理を行います。

⑦口腔衛生管理

- ・口腔内の清潔や誤嚥性肺炎等の予防を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご契約者の状態に応じた口腔衛生の管理を行います。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

＜多床室の場合（1日あたり）＞

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	955 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計（3+4+5）	3,584 円	3,659 円	3,737 円	3,812 円	3,886 円

＜従来型個室（2階・3階）の場合（1日あたり）＞

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	1,271 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計（3+4+5）	3,900 円	3,975 円	4,053 円	4,128 円	4,202 円

＜従来型個室(1階)の場合(1日あたり)＞

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	1,120 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	3,749 円	3,824 円	3,902 円	3,977 円	4,051 円

なお、保険者(市町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担いただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者の日額サービス利用料金

<多床室の場合>

<利用者負担第1段階>

生活保護受給者、または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	0 円				
5 食費	300 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	929 円	1,004 円	1,082 円	1,157 円	1,231 円

<利用者負担第2段階>

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の人 預貯金額：単身 650 万円未満・夫婦 1,650 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	430 円				
5 食費	390 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	1,449 円	1,524 円	1,602 円	1,677 円	1,751 円

〈利用者負担第3段階①〉

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人 単身：550 万円未満・夫婦：1,550 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	430 円				
5 食費	650 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	1,709 円	1,784 円	1,862 円	1,937 円	2,011 円

〈利用者負担第3段階②〉

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 120 万円を超える人 単身：500 万円未満・夫婦：1,500 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	430 円				
5 食費	1,360 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	2,419 円	2,494 円	2,572 円	2,647 円	2,721 円

〈利用者負担第 4 段階(2 割負担の方)〉

一定以上所得者(被保険者の上位 20%)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,032 円	5,630 円	6,253 円	6,852 円	7,441 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,258 円	1,408 円	1,564 円	1,713 円	1,861 円
4 居住費	955 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	4,213 円	4,363 円	4,519 円	4,668 円	4,816 円

〈利用者負担第 4 段階(3 割負担の方)〉

現役並み所得者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	4,403 円	4,926 円	5,471 円	5,995 円	6,511 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,887 円	2,112 円	2,346 円	2,570 円	2,791 円
4 居住費	955 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	4,842 円	5,067 円	5,301 円	5,525 円	5,746 円

<従来型個室(1階・2階・3階共通)の場合>

〈利用者負担第1段階〉

生活保護受給者、または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	380 円				
5 食費	300 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	1,309 円	1,384 円	1,462 円	1,537 円	1,611 円

〈利用者負担第2段階〉

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の
合計が年額 80 万円以下の人 預貯金額：単身 650 万円未満・夫婦 1,650 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	480 円				
5 食費	390 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	1,499 円	1,574 円	1,652 円	1,727 円	1,801 円

〈利用者負担第3段階①〉

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人 単身：550 万円未満・夫婦：1,550 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	880 円				
5 食費	650 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	2,159 円	2,234 円	2,312 円	2,387 円	2,461 円

〈利用者負担第3段階②〉

世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 120 万円を超える人 単身：500 万円未満・夫婦：1,500 万円未満

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,661 円	6,334 円	7,035 円	7,708 円	8,371 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	629 円	704 円	782 円	857 円	931 円
4 居住費	880 円				
5 食費	1,360 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	2,869 円	2,944 円	3,022 円	3,097 円	3,171 円

〈利用者負担第 4 段階(2 割負担の方・1 階)〉

一定以上所得者(被保険者の上位 20%)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,032 円	5,630 円	6,253 円	6,852 円	7,441 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,258 円	1,408 円	1,564 円	1,713 円	1,861 円
4 居住費	1,120 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	4,378 円	4,528 円	4,684 円	4,833 円	4,981 円

〈利用者負担第 4 段階(2 割負担の方・2 階・3 階)〉

一定以上所得者(被保険者の上位 20%)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,032 円	5,630 円	6,253 円	6,852 円	7,441 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,258 円	1,408 円	1,564 円	1,713 円	1,861 円
4 居住費	1,271 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	4,529 円	4,679 円	4,835 円	4,984 円	5,132 円

〈利用者負担第 4 段階(3 割負担の方・1 階)〉

現役並み所得者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	4,403 円	4,926 円	5,471 円	5,995 円	6,511 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,887 円	2,112 円	2,346 円	2,570 円	2,791 円
4 居住費	1,120 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	5,007 円	5,232 円	5,466 円	5,690 円	5,911 円

〈利用者負担第 4 段階(3 割負担の方・2 階・3 階)〉

現役並み所得者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 ご契約者のサービス 利用料金	6,290 円	7,038 円	7,817 円	8,565 円	9,302 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	4,403 円	4,926 円	5,471 円	5,995 円	6,511 円
3 サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,887 円	2,112 円	2,346 円	2,570 円	2,791 円
4 居住費	1,271 円				
5 食費	2,000 円				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	5,158 円	5,383 円	5,617 円	5,841 円	6,062 円

各種加算料金 ※ 1 割負担額のみを記載しています。

＜体制加算：基本料金に共通して加算される費用（1日あたり）＞

加算項目	内容	単位数	1 割負担
栄養ケアマネジメント強化加算	栄養ケアの取組を強化している	11単位	12円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練指導員を配置し、個別の機能維持訓練実施計画を策定している	12単位	13円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している	4単位	5円
看護体制加算（Ⅱ）	置くべき看護職員の数(3名)を上回っている	8単位	9円
夜勤職員配置加算（Ⅲ2）	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る	16単位	17円
日常生活継続支援加算1	新規利用者の介護度・日常生活自立度の割合が基準を上回る	36単位	39円
精神科医療養指導加算	精神科医による定期的な療養指導が月2回以上行われている	5単位	6円

＜体制加算：基本料金に共通して加算される費用（1か月あたり）＞

加算項目	内容	単位数	1 割負担
生活機能向上連携加算Ⅱ2	病院の理学療法士と連携して機能訓練計画を行っている	100単位	107円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練内容等の情報を厚生労働省に提出している	20単位	22円
協力医療機関連携加算	協定指定医療機関との間で連携体制を構築している	50単位	54円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	医療機関と連携体制を構築し、研修及び実地指導を受けている	15単位	16円
ADL維持加算	評価対象利用者等のADL値の平均が一定以上満たしている	30単位or60単位	32円or64円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	生産性向上へ向けた取り組み、ICT等を活用して業務効率の改善を行っている	10単位	11円
科学的介護推進体制加算	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進	50単位	54円
処遇改善加算	総単位数の内の14.0%		

＜該当加算：基本料金に該当者のみ加算される費用の一例＞

加算項目	内容	単位数	1 割負担
安全対策体制加算	事故防止と発生時の適切な対応を行っている（入所時）	20単位/回	22円/回
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後に再入所した場合	30単位/日	32円/日
外泊時加算	入院、又は外泊をした場合(最大12日間)	246単位/日	263円/日
退所時情報提供加算	病院に入院時、情報を提供した場合	250単位/回	267円/回
配置医師緊急時対応加算	深夜帯(午後10時から午前6時まで)の往診	1,300単位/回	1,389円/回
配置医師緊急時対応加算	早朝(午前6時から8時まで)・夜間(午後6時から10時まで)の往診	650単位/回	695円/回
配置医師緊急時対応加算	日中(通常の勤務時間以外の場合)の往診	325単位/回	348円/回
口腔衛生管理加算	口腔衛生等管理計画を作成し、口腔衛生管理を月2回以上実施	110単位/月	118円/月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	関係職種間で機能訓練・栄養・口腔の情報を共有している	20単位/月	22円/月
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行した場合	28単位/日	30円/日
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	経口摂取者で誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合	500単位/月	534円/月
療養食加算	療養食の提供(1日3回を限度)	6単位/食	7円/食
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合	200単位/回	214円/回
看取り介護加算Ⅱ1	看取り介護を行った場合(31～45日以下)	72単位/日	77円/日
看取り介護加算Ⅱ2	看取り介護を行った場合(4～30日以下)	144単位/日	154円/日
看取り介護加算Ⅱ3	看取り介護を行った場合(2～3日)	780単位/日	833円/日
看取り介護加算Ⅱ4	看取り介護を行った場合(死亡日)	1580単位/日	1,688円/日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第 18 条、第 21 条参照）

$$\boxed{1. \text{ サービス利用料金 }} - \boxed{2. \text{ 介護保険から給付される金額 }} = \boxed{3. \text{ 自己負担額 }}$$

☆一時外泊について（契約書第 21 条参照）は外泊期間中に全食とらない日数分の食事に係る負担額は利用料金から差し引きます。但し、その間の居住費につきましては、負担額は、お支払いいただきます。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。

居住費：居室に係る料金は、居室の概要での居室料金表による

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

食費：1 日あたり 2,000 円

③ 特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

○利用料金：特別な食事の為に要した追加の費用

④ 理髪・美容

[理・美容サービス]

月に 2 回、理容師、美容師の出張による理・美容サービス（調髪、カラー等）をご利用いただけます。

○利用料金:	カット	2,000 円
	顔そり	660 円
	シャンプー	660 円
	ヘアカラー（カット・シャンプー別）	4,200 円
	ヘアマネキュア（カット・シャンプー別）	4,400 円

⑤ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金： 1 か月当たり 1,500 円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの（衣類、外出時諸費用等）にかかる費用をご負担いただきます。

○利用料金： 諸費用の実費相当額

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 電化製品利用料

持ち込みされた電化製品につきましては、所定の電気料金を負担して頂きます。

○負担額：テレビ・冷蔵庫…1,000 円/月

CD ラジカセ・ラジオ等…500 円/月

※電気シェーバーにつきましては、電気料金負担は頂きません。

⑧ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○利用料金：材料代等の実費相当額を戴きます。

i) 主なレクリエーション行事予定

施設内行事	お誕生日会・餅つき大会・初詣・節分・ひな祭り・お花見・端午の節句（こどもの日）・夏祭り・遠足・お月見・敬老会・文化祭・クリスマス会・バイキング大会等
レクリエーション	ボール投げ・ボール運び・風船バレー・輪投げ・簡易ボーリング・スポーツ観戦・散歩・絵画・華道・書道・音楽鑑賞・映画鑑賞・楽器演奏・合唱・うちわ作り・クッキング・園芸・カラオケ・アートフラワー等

ii) クラブ活動

音楽療法・コーラス・アートセラピー

（材料代等の実費をいただきます。）

⑨ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○利用料金： 1 枚につき 10 円

⑩ 証明書の交付

○証明書発行手数料：1 枚につき 500 円

⑪ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から
 現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり居住費・食費も含む）
 ＜多床室の場合（1 日あたり）＞

ご契約者の 要介護度料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	9,245 円	9,993 円	10,772 円	11,520 円	12,257 円

＜従来型個室(1 階)の場合（1 日あたり）＞

ご契約者の 要介護度料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	9,410 円	10,158 円	10,937 円	11,685 円	12,422 円

＜従来型個室(2 階・3 階)の場合（1 日あたり）＞

ご契約者の 要介護度料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	9,561 円	10,309 円	11,088 円	11,836 円	12,573 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合(1 日あたり居住費・食費も含む)

多床室の場合：9,245 円/日 従来型個室(1 階)の場合：9,410 円/日

従来型個室(2 階・3 階)の場合：9,561 円/日

なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には上記の表により計算
 した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

⑫ 疾病等予防上必要となる諸費用実費（インフルエンザ予防接種等）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが
 あります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前ま
 でにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日
 までに以下の方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料
 金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし
 ご利用できる金融機関：三井住友銀行

② 下記指定口座への振り込み
 三井住友銀行 西宮支店 普通預金 8178566
 名 義 社会福祉法人 ウエルライフ

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 協和会 協和マリナホスピタル
所在地	西宮市西宮浜 4 丁目 15 番 1 号
診療科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、小児科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	三浦歯科医院
所在地	西宮市西宮浜 4 丁目 14 番 2 号
医療機関の名称	くりた歯科
所在地	大阪市西淀川区佃 3 丁目 11 番 2 号

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援又は要介護 1,2 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 1 か月前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける行為、又は故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の継続が著しく困難となった場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設や介護医療院等に入所した場合もしくは介護療養型医療施設等に入院した場合

▶ * ご契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 13 泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と居住費・食費(全食とらない日は除く)をご負担いただくものです。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※但し上記の場合、ご契約者はご退所の際、相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

8. 身元引受人（契約書第 20 条参照）

（１）契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

但し、事業者は、ご契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ない相当な理由があると認められる場合は、身元引受人を立てないことを認めることができます。

（２）身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料等の経済的な債務につき、極度額 30 万円の範囲内で、ご契約者と連帯してその履行の責任を負うことになります。

又、これらの他、ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、又は他の社会福祉施設等に入所する場合、その入院又は入所手続が円滑に遂行するように協力していただいたり、本契約が終了した場合、事業者と協力してご契約者の事情に応じた受入先の確保に努めていただく必要があります。

（３）身元引受人は、ご契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合、速やかに遺体及び残置品の引き取り等必要な措置をしていただく必要があります。

但し、貴重品としホームが預かっている物、並びに金銭・有価証券、預金通帳その他高価品は残置品には含まれず、相続の手続に従って、その処理を行う事になります。

（４）身元引受人が本契約存続中に死亡若しくは破産した場合には、事業者は、新たに身元引受人を立てるようにご契約者に協力を求める場合があります。

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者　〔生活相談員〕　細見　幸代
- 苦情解決責任者　〔施設長〕　　　　福本　梨奈
- 受付時間　　　　　毎週月曜日～金曜日　８：３０～１７：３０
- 第三者委員　　　　長井　紀代
　　　　　　　　　　　中村　好廣

（２）行政機関その他苦情受付機関

西宮市役所 法人指導課	所 在 地　　西宮市六湛寺町 10 番 3 号 電話番号　　0798-35-3045 F A X　　　0798-34-5465 受付時間　　9：00～17：30 （但、土・日・祝日を除く）
国民健康保険団体連合会	所 在 地　　神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 電話番号　　078-332-5617 F A X　　　078-332-5650 受付時間　　9：00～17：15　月～金

10. 個人情報の使用について

ご契約者及びそのご家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用するものとご了解下さい。

（１）使用目的

- ① 当施設が介護保険法に関する法令に従い、ご契約者のサービス計画に基づくサービスなどを円滑に実施するために行なうサービス担当者会議などにおいて必要な場合。
- ② ご契約者が入院など医療機関に受診するときに、当該医療機関に対して個人情報を使用する場合。
- ③ 当施設が、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者との連携や問合せがあったとき、あるいは契約終了によって、ご契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行なう際に、必要な個人情報を使用する場合。
- ④ 施設内や施設機関紙等へ写真等を掲載する場合。

(2) 使用するにあたっての条件

個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払います。

(3) 個人情報の内容 (例示)

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切のご契約者やご家族の個人に関する情報

(4) 使用する期間

契約日より契約終了日まで

※別紙同意書にご記入ください。

※当施設の個人情報保護ポリシーと詳しい個人情報の主な使用目的は、文書にして1階掲示板やホームページに掲載しています。

1 1. サービス提供における事業者の義務

(契約書第7条、第8条、第23条、第24条、第25条、第26条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮し、以下のことを守ります。

(1) 緊急時の対応について

ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師及び看護職員と連携のうえ、必要な措置を講じます。

(2) 要介護認定の更新について

ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

(3) サービス提供の記録について

ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供が終了した日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(4) 身体拘束について

ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、説明し同意を得たうえで、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(5) 衛生管理・感染症対策について

ご契約者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

当施設において感染症又は食中毒が発生し、又蔓延しない様に次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 発生が疑われる場合には感染対策マニュアルに従い対応します。

(6) 事故発生時の対応方法について

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しています。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しています。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④ 上記①～③の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- ⑤ ご契約者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ⑥ ご契約者に対する指定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(7) 守秘義務について

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(8) 非常災害対策について

非常災害に備えて、具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(9) 虐待防止について

ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② ご契約者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(10) 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

○入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

例) 危険物及び、爆発の恐れのあるもの等

○貴重品類については、持ち込まないことを原則とします。万が一、ご契約者が、貴重品類を施設内に持ち込んだ場合、貴重品等の管理は、ご契約者の自己責任において行うものとし、事業者は貴重品等の紛失・トラブル等の問題には一切責任を負わないものとします。

(2) 面会

面会時間 9:00～17:00

※来訪者は、必ず面会記録票にご記入ください。

※なお、来訪される場合、食事等の持ち込みについては予めご相談ください。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して13泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、介護保険から給付される費用の一部と居住費・食費（全食とらない日は除く）をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる

場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

事業者が定める場所以外での喫煙はできません。

13. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。